



高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	
刑事訴訟法	

評価(ABCD)

C

第1 設問1について

1. ~~①~~ 取調べは違法か。

(1) 本件は取調べ(刑事訴訟法198条1項本文)は実質的な逮捕(刑訴法 条)に当たらないかが問題となる。

(2) この点について、どのような処分が実質的な逮捕に当たるかは、被疑者の意思決定、自由を制圧しているか判断する。具体的には、取調べの方法、態様、一連の経緯を総合的に判断する。

(3) 本件について検討する。

殺人事件については取調べの際に緊要整や取調べから退去権を告知した点については被疑者の意思決定の前提となる内心の選択肢を奪うことも考えられるが、その前覚使用について取調べの際に知る権利の告知はされている点、特段の問題はない。しかし、16日連続で毎日5〜7時間もの取調べは被疑者にとって過酷であり、受忍限度を越えていると考えられる。

したがって、①は取調べは実質的な逮捕であり、今般発布的な強制処分である。

(2) 本件は取調べは余罪取調べに当たるか。

覚使用の事実により逮捕、拘留されている被疑者に対してそれ以外の犯罪について取調べを受けることができるかが問題となる。

(3) この点について、取調べは身体拘束の

1ページ

裏面へ

系統的な付随的処分だと考えられ、逮捕・勾留
の効力に關する原則である事件単位の原則が、
取調べにも及ぶと解される。

したがって、原則 余罪取調べは許されない。
ところが本罪と余罪が密接に関連性がある
場合は、本罪、取調べといえるため、かかる
取調べも許されると解する。

(1) 本件について検討する。本罪である覚せい
剤使用と余罪の殺人について片方が
片方を容易にする関係性や、両
者一連一体の行為、評価することは
できない。そして、殺人被害者の
死亡保険金や債権者の金銭関係と
覚せい剤は直接的に関連性はない。
したがって、本件取調べは余罪取調べ
で許容されない。

2. よって、(1)の取調べは不適法で起
第2、取問2について

1. (1) 違法な身体拘束である旨、主張
があるか。

(1) 自白の任意性を欠く供述に基づく供述
調書と疎明資料として通常逮捕が行
われているが、これは違法か。

まず、自白の任意性を欠くか。

この点について、(強制)自白を意思決定を妨げられる

ことにより、任意性を欠く自白がなされた場合、

法的類型は虚偽であると考えられ、信用性が

乏しく、証拠能力が否定される。

そこで、任意性を欠く自白とは、強制等

が被疑者に心理的影響を与えた結果

不正

2 ページ

科目名		評価(ABCD)
刑事訴訟法		

典型的に虚偽の自白を誘発するおそれがある状況
になされた自白をいうと解される。

(1) 本件について検討する。Xは殺人事件に
ついての取調べ中、腰縄で1917°椅子に縛られ、
その片手には手錠がはめられた状態で
あり、上記状態が連日5時間から7時間
継続していることが相当な心理的圧迫を
受けていたと考えられる。そして、取調べ
から2週間経過したあたりから、被害
人関与について供述を一転し、認めてい
てかかる心理的圧迫の影響を受けている
と考えられるが合理的である。

(2) したがって、Xの自白は不任意自白であり、
証拠能力が否定される。

(3) よって証拠能力のない自白についての供述調書に
よって逮捕したことは違法である。

(4) また、違法な逮捕に前置している拘留
は逮捕前置主義に反し、違法である。

2. 以上より、②の違法な身体拘束の主張
が考えられる。

以上

④